

静岡空港バス乗降場等利用規程

1 趣旨

この規程は、静岡空港の乗合バス乗降場、貸切バス等乗降場、貸切バス等臨時乗降場及びバス待機場（以下「バス乗降場等」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 定義

- (1) この規程において「バス事業者」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業を営業者及び同号ロの一般貸切旅客自動車運送事業を営業者並びに同条第2号の特定旅客自動車運送事業を営業者をいう。
- (2) この規程において「バス乗務員」とは、乗合バス又は貸切バス等の運転手その他の乗務員をいう。
- (3) この規程において「乗合バス」とは、道路運送法第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該事業のために運行する自動車をいう。
- (4) この規程において「貸切バス等」とは、乗車定員が11人以上の自動車（乗合バスを除く。）をいう。

3 基本的事項

- (1) バス事業者及びバス乗務員は、バス乗降場等の利用に当たっては、バス乗降場等に設置されている案内表示、路面表示、この規程及び係員の指示を遵守しなければならない。
- (2) バス事業者及びバス乗務員は、バス乗降場等の適切な利用並びに安全かつ円滑な業務の遂行に努めるとともに、利用者に対するマナーをわきまえ、旅客サービスの向上に努めるものとする。

4 バス乗降場等の位置

バス乗降場等の位置は、あらかじめ定められた場所とする。

5 バス乗降場等の使用方法

- (1) バス乗降場等の使用方法は、別表のとおりとする。
- (2) 貸切バス等乗降場、貸切バス等臨時乗降場及びバス待機場の使用についての予約の申込みは、受け付けないものとする。

6 禁止行為

- (1) 静岡空港の区域内においては、危険物の持込み、火気の使用並びに騒音及び悪臭を発生する行為を禁止する。
- (2) 静岡空港の区域内においては、指定場所以外の場所で喫煙してはならない。

7 設備の損傷等の場合の届出

バス事業者及びバス乗務員は、バス乗降場等を利用する場合は自らの責任において利用するものとし、バス乗降場等の設備を損傷し、又は汚損した場合は、遅滞なく管理者（電話番号：0548-29-2212）に通報するとともに、富士山静岡空港（株）の指示に従い補修しなければならない。

8 アイドリングストップの協力

バス乗務員は、待機中の車両についてはアイドリングストップを行うものとする。

9 定めのない事項の処理

この規程に定めのない事項については、富士山静岡空港（株）代表取締役社長が定める。

附 則

この規程は、平成21年6月4日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。